

〇一関工業高等専門学校創造工房使用規則

(平成16年3月15日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）の創造工房の使用については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 創造工房は、本校における創造教育のための全校共用の工房として活用することを目的とする。

(使用)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事項に使用する。

- 一 ロボットコンテストの設計・製作に関すること
- 二 課外活動における設計・製作に関すること
- 三 公開講座に関すること
- 四 その他前条の目的を達成するための使用と認められる場合

(使用者)

第4条 創造工房を使用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生
- 三 その他校長が特に認めた者

(使用時間等)

第5条 創造工房の使用時間は、8時30分から17時までとする。

2 創造工房は、次の各号に掲げる日は使用することができない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで
- 四 その他校長が定める日

3 前項の規程にかかわらず、校長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第6条 創造工房を使用しようとする場合は、別に定める使用願を提出し、許可を受けなければならない。

2 使用願いは、技術室に提出するものとする。

(使用者の遵守事項等)

第7条 使用者は創造工房を使用する場合は、別に定める「創造工房使用上の注意（以下「使用

上の注意」という。)を遵守しなければならない。

- 2 創造工房の管理運営に支障があると思われる場合及び「使用上の注意」に違反した場合は、使用の停止又は許可を取消すことがある。
- 3 使用者が施設、設備及び備品を破損し、又は紛失した場合は、その一部又は全部の費用を弁償させることができる。

(管理)

第8条 創造工房の管理は、技術室が担当する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、創造工房の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。